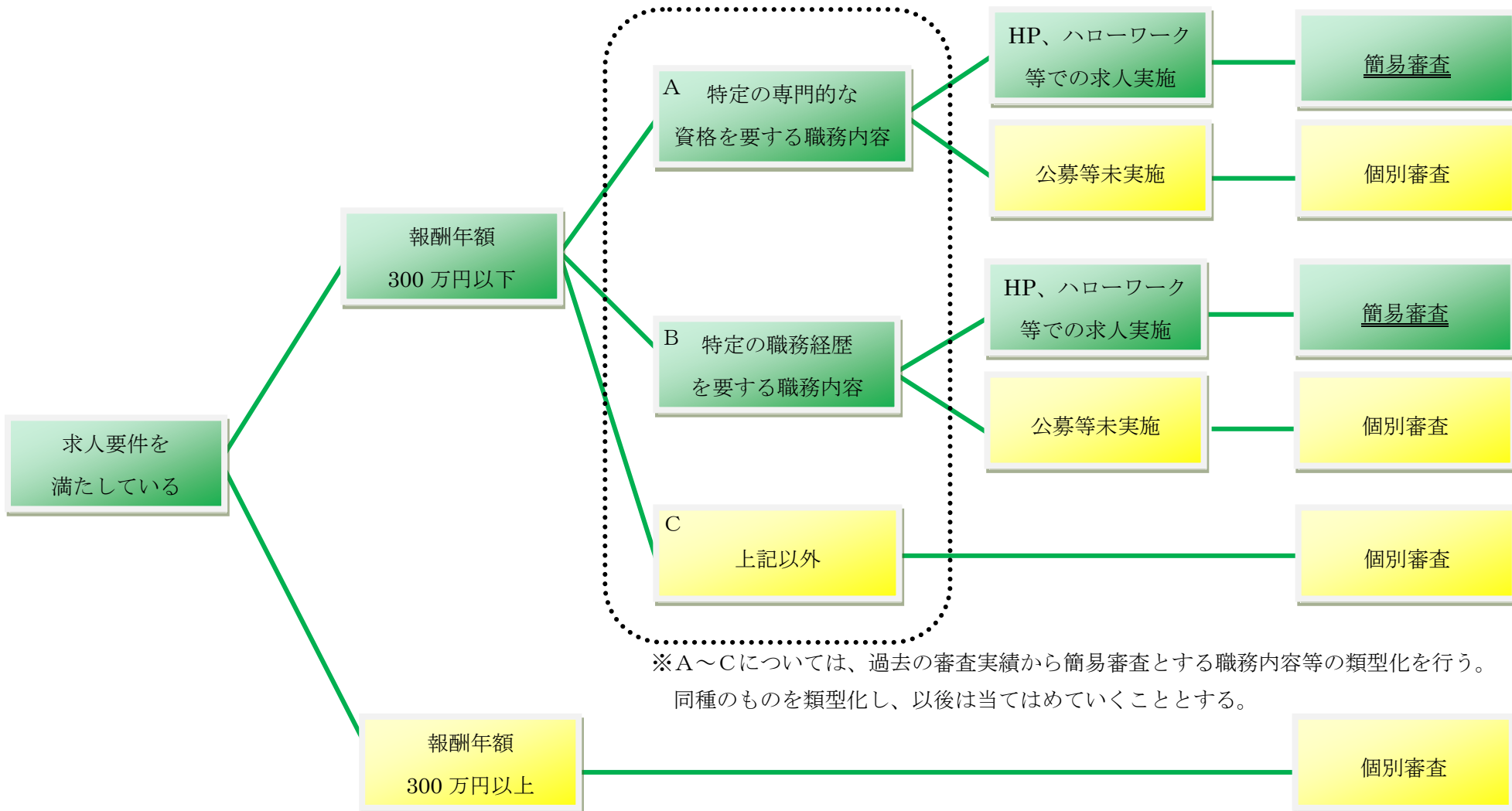


簡易審査イメージ



※A～Cについては、過去の審査実績から簡易審査とする職務内容等の類型化を行う。
同種のを類型化し、以後は当てはめていくこととする。

簡易審査 → 法人の経営資料、求人の詳細資料、本人の経歴等の確認を行わず、総括表（事務局作成の表形式の資料）のみで行う簡易な審査をいう。
個別審査 → 現行どおりの審査をいう。